

第11 戦争の回避のための外交と国際関係構築の重要性

1 軍事力による抑止力の限界

軍事力による抑止力は心理的な脆弱なもので、他方で軍拡競争をもたらし、誤認等による偶発的衝突は防げない。更に、「攻撃されるのでは」という恐怖心からの先制攻撃を誘発しかねない。（安全保障のジレンマ） よって、軍事的抑止に重きをおく安保三文書は戦争抑止につながらず、また、東アジア地域の安全保障環境を軍拡競争により悪化させかねず、むしろリスクが大きい。

専守防衛の「無害な国」という「安心供与」の抑止力の方が有効と考えられる。日本の進むべき道は安保三文書の軍事的抑止力でなく、憲法の専守防衛の「安心供与」を再評価し、外交による平和への転換が必要である。

2 平和のための外交を国際関係の基軸とすべきこと

21世紀、アジア地域の平和は世界的に重要であり、日本は、積極的な平和外交を先頭に立って展開すべきである。民主主義や人権、法の支配という点では、妥協すべきではないが、専制主義対民主主義の戦争は、日本が進むべき道ではない。東アジアの安心供与の枠組みとして、国連は重要な枠組みである。米国追随では、「巻き込まれの恐怖」と「見捨てられの恐怖」という同盟のジレンマに陥りかねない。日本の自立した平和外交により日米の友好関係を軸に、中国との友好な関係を順守し、アジア・太平洋各国間の揺るぎない信頼関係の確立をめざす平和外交に注力すべきである。

3 平和外交の具体的あり方

2017年以降、中国は「強さ」を追求する外交をしているが、他方では経済成長を維持するため、日本や欧米諸国との外交関係を必要としている。米国は、中国との意思疎通を続け、米中関係をマネージしようとしている。日本は、中国外交の二面性を理解し、関係改善の努力を続けることが求められる。

台湾問題については、日本は、台湾の独立にかかわらないことが肝要である。台湾有事において日本の軍事的関与は、中国と戦争を意味する。米中戦争をいかに回避するかが、日本の課題である。

朝鮮半島外交の課題は、2002年の日朝平壤宣言等の過去の合意を踏まえた交渉により、北東アジアの非核化や軍縮の方向を模索すべきである。

ロシアとの外交関係については、ウクライナ侵攻により、平和条約をめぐる交渉はストップし、両国関係は厳しい状況が続いているが、1991年の「日露関係に関する東京宣言」を基礎に、平和的な努力をしていく必要がある。

4 これからの日本の安全保障政策

これからの日本の安全保障政策としては、軍拡の流れを押しとどめて、核軍縮を含む軍縮への方向転換が不可欠であり、以下の事項が求められる。

①日本の「専守防衛」の堅持、②緊張緩和と信頼醸成、③核・ミサイルの軍縮の促進、④国際人道法の遵守、⑤新技術と武器の規制

5 市民が相互に参画する新たな安全保障

各国の市民が相互に参画する新たな安全保障のために、①軍事力に依存しない安全保障のための連携、②紛争の要因に対処する社会・経済政策、③市民社会の国境を越えた連携の強化、が求められる。

6 今、重要なのは、日本が、軍事力中心の「抑止力神話」から脱却し、憲法の「専守防衛」の「安心供与」に戻り、積極的に世界の恒久平和実現のために貢献していく道である。

1 軍事力による抑止力の限界⁸¹

(1) 軍事的抑止力の本質は心理的效果で、不確実かつ脆弱なもの

抑止力とは、攻めれば報復を受けるという恐怖心を相手国に与えることによって、相手国に戦争を思いとどまらせるという心理的效果が生じさせることを意図している。すなわち、軍事的抑止力と言っても、物理的な力が抑止に働く訳ではなく、実際に抑止可能かどうかは相手国の指導者に恐怖心が生ずることがなければ、その効果は不確実かつ不安定なものである。即ち、相手国が攻めてこない状態が続いていても、軍事的抑止力が作用している故なのか、それ以外の理由によるものなのかどうかを確かめる方法はない。抑止力とは、武力行使の脅しによって相手の行動を思いとどまらせようというものであるから、憲法9条の禁ずる武力による威嚇に限りなく近い概念である。国連憲章や日本国憲法は、紛争解決の手段として武力の行使と武力による威嚇を禁止している。にもかかわらず事実上の武力による威嚇ともいえるような手法が安全保障論議の中心に据えられている状況は、きわめて憂慮すべきことである。

軍事的な抑止力は、一見それによって安定をもたらすように見える局面があるとしても、本質的に脆弱で危険なものである。限らない軍拡競争をもたらすとともに、誤認や誤算による衝突がいつ起きるとも限らない。持続可能な安全保障のためには、こうした抑止の限界を認識し「抑止力神話」からの脱却をはからねばならない。

⁸¹ Michael D. Wallace “Arms Races and Escalation SOME NEW EVIDENCE” Download from jcr.sagepub.com at North Carolina State University 2015.03.18

「政策提言 ウクライナ侵攻から学ぶ一力の抑止を超え、戦争回避の外交を」新外交イニシアティブ発行 2022.06

(2) 軍拡競争と安全保障のディレンマ

軍事力による威嚇の心理的効果は、抑止力として働くのではなく、「攻撃されるのでは」という恐怖心からの先制攻撃を誘発しかねない。

また、こちらが「敵基地」を攻撃するための軍備を備えれば、周辺国も脅威を感じ、それに対抗する形で軍備を増強する。即ち、周辺国にも同等かそれ以上の攻撃の軍備を整えようとさせる。その結果、終わりのない軍拡競争が起こり、安全保障環境はより悪化してしまうといういわゆる「安全保障のジレンマ」に陥ることとなる。

日本が自らの安全保障のためだといってとった措置が他国には脅威に映り、そのことが他国の軍事力増強を促すからである。東アジアは今日、世界的にも軍事支出が顕著な地域であり、近年では軍事支出の伸びが世界のどの地域よりも大きい。軍拡競争は、地域全体の安全保障環境を脆弱にし、危険に陥れていく。

(3) 軍事的抑止に重きをおく安保三文書は戦争抑止につながらず、むしろリスクを増大させること

以上のような抑止力の限界や弊害が指摘され、抑止力論は厳しく批判されてきた。抑止力論は、軍拡競争に拍車をかけるうえ、様々な要因で戦争が勃発するリスクを増大させるという大きな弊害、根本的な欠陥がある。先制攻撃をなしうる軍事力を装備しながら、これは日本に対する武力攻撃の着手がなされた際にだけ使うためのものだと言っても、周辺国は、先制攻撃ができる兵力を日本が保有している限り、日本は先制攻撃をしない国だとは決して信じてくれないのではないかという難点がある（日本がアジアにおいて行った先の大戦の記憶が近隣国に強く残っている状況からすると、この点は致命的欠点と言っても過言ではないと思われる。）。

(4) 専守防衛の「安心供与」は、敵基地攻撃能力に勝る「抑止力」を持つこと

ア 「抑止力」は、軍事的なものであっても「心理的効果」に過ぎず、物理的な抑止力を持つものではない

「抑止力」は、「相手方の合理的な思考」を前提とする心理的効果により戦争を防止しようとする考え方である。「安保三文書」も、戦争を好んで行うというのではなく、戦争を抑止するための方策を目指しているものと考えられる。そこで、「専守防衛」による安心供与の抑止力と「敵基地攻撃能力」の抑止力では、「専守防衛」の方は守るだけで相手に脅威を与えず、心もとないように思われ「お花畑」と言われることもあるが、実際にどちらが有効か、メリット・デメリットを比較検討することが有益と考える。（なお、

ここではまず、抑止力論や専守防衛論の現実的機能とその利害得失を論ずるものであり、その憲法適合性自体を論ずるものではない。)

イ 専守防衛における「安心供与」による心理的効果の有効性

専守防衛は、「攻めると手痛い反撃を受けるが」「無害なので攻める必要がない」というものである。この「安心供与」の抑止力は、抑止力として十分成立し得る考え方であり、特に、強権的傾向を持つ指導者に対しては「相手方が強いので攻撃を思いとどまろう」という判断より「攻撃する必要もなし」という判断を導きやすいものとして、その心理的効果としては敵基地攻撃能力による抑止力に勝るとも劣ることのないものと考えられる。

他方、後記「エ」の攻撃的な抑止力の弱点やデメリットがあることを考えると、むしろデメリットは少なく優れていると考えられる。

ウ 専守防衛の軍事的有効性

(ア) ミサイル防衛の有効性

前記(第10の7(3))の世論でも、ミサイル防衛システムの強化については、53%という高い率で国民が防衛力強化として賛意を示している。

実際、日本のイージス艦のスタンダードミサイル(SM)は、公表された4回の試射で3回迎撃に成功しており、また、ウクライナの戦争でもミサイル防衛システムは、7~8割のミサイル迎撃に成功していると言われている。したがって、イージス艦等によるミサイル防衛システムの強化は、それ自体軍事的にも相当程度有効なものであり、敵基地攻撃の成功率と比較しても、軍事的には有効と考えられる。

(イ) 島嶼部への着・上陸を拒絶する専守防衛の有効性

南西諸島の防衛は、海を渡って侵攻する者の着・上陸を拒絶する専守防衛的な短距離ミサイルの大量配備が有効であり、中国本土まで届く大型ミサイルの配備は、接近してくる艦船の迎撃には適さず、むしろ配備した島への攻撃を誘発するもので、島嶼防衛に百害あって一利なしと考えられる。

上陸阻止用のミサイルしか配備しておらず、相手国の領域に脅威を与える戦力が配備されていなければ、軍事上敢えて南西諸島の攻撃に来る者はいないという考え方が専守防衛の「安心供与」の抑止力の考え方である。南西諸島の島民の方々の多くもこの考え方の下、自衛隊配備を受け入れたと考えられるのであり、島民の意向は、中国本土攻撃の基地にするリスクを許容したものではないものと思われる。

エ 敵基地攻撃能力等の反撃能力による軍事的「抑止力」の弱点

(ア) 相手方の政権が民主的基盤を持たず、自国国民・国土への損害発生を顧みない場合には、そもそも心理的抑止力が期待できない

反撃能力を保有することによる抑止力は、想定される相手国のトップが、国民に人的・物的被害が生ずるリスクをどのくらい重く考えているのかにかかっている。

直接・間接の選挙等によって示される民意に基づき選出される政権のトップは、民意の支持がなければ政権を失う危険性があるので、軍事的衝突により一般の民間人に被害が出ることを恐れる傾向が顕著である。また、兵士の死傷についても、徴兵制で広く一般市民の子弟が兵士となっている国はもちろんのこと、志願兵制をとっている国でも、志願する兵士はその国の子弟であり、一人の兵士の周りには多数の親兄弟姉妹・妻子がいるのであり、兵士に多数の死傷者が出た場合には、兵士の家族や親族に著しい不満が生じ、政治的失敗と批判されることになり、政権の基盤が揺るぎかねないのである。

一方で、政治基盤として民意のウェイトが低いいわゆる強権的傾向の国や神を人間の上に置く宗教国家では、指導者は自らの理念や神の理想の実現のため、人的被害を顧みず軍事力の行使に踏み切ることがあり得る。

したがって、敵基地攻撃能力や反撃能力等による抑止力は、強権的國家に対しては有効に働きにくいという致命的欠点を持っており、むしろ、強力な反撃能力の保持は、強権的傾向のある指導者を刺激して、「脅しには屈しない」として心理的抑止力が働かなくなるものと言い得る。

日本の周辺の強権的政権の存在からすると、相手国に脅威を与える抑止力は有効に働かない可能性が高く、専守防衛による「安心供与」以外には「抑止力」としての効果は低いものと言わざるを得ない。

(イ) いつ攻撃されるか分からないという不信から先制攻撃を誘発する危険性

敵基地攻撃能力の役割は、こちらから先にミサイルで敵基地を攻撃して無力化するという考え方である。

一見、防御的なイメージだが、ある国がこのような考え方を採用した場合、その相手方の国がどう考えるのか、心理的な効果を考えることが必要となる。即ち、相手国側もこちらと同様の考え方で、自国の基地を攻撃されるよりも前に敵基地攻撃をして無力化しようと考えることが

想定される。

相手国は、常に自国に直接脅威を与えるミサイルに対峙する緊張を強いられることになるので、何らかの偶発的衝突等の際に、「やられる前にやらねば危険だ」という不信感から、先制攻撃を誘発しかねない。

特に、相手国が強権的国家の場合には、この危険はより一層高まると考えられる。この意味で、専守防衛を装備においても厳守していれば、少なくとも「先にやらないとやられる」という心理から攻撃を誘発する可能性は低く、この意味で「先に攻撃しなくても良い」という「安心供与」を提供できると考えられる。

(ウ) 相手国に脅威を与える軍事力の強化では偶発的紛争の防止はできず、むしろ誘発するリスクが高い

また、相手国に直接脅威を与えることによる抑止力は、互いの保有する攻撃的戦力による偶発的な紛争を防止できない。

そして、相手の領域に脅威を与える戦力の保持は、偶発的紛争が生じた際に、偶発的接触を契機として前記（イ）記載の不信から、相手国の先制攻撃を招来する危険性を高めることは明らかである。この意味で、攻撃力による抑止力は偶発的接触の防御ができないだけでなく、偶発的紛争を鎮静化する方向ではなく、相手方の「先にミサイルを撃たれるかもしれない」という不信から偶発的紛争の拡大というリスクを招来するもので、この意味でも専守防衛による「安心供与」に比して危険性が高いと言わざるを得ない。

(エ) 軍拡競争となって緊張を増す

更に、相手国に脅威を与える戦力を保持すれば、これに対して相手方もさらにこれにより優越した脅威を与える戦力を持つようとするのが考えられ、軍拡競争となる危険性がある。特に、東アジアでは、日本よりも強力な軍事力を保有する国々があり、また、GDPで日本の3倍以上の国も存在する。このような国に対して、少子高齢化となり医療や福祉に巨額の予算を必要としていながら、既に1200兆円以上の国債を発行している日本が、自ら軍拡競争をあおるような安全保障政策に大きく舵を切めることは、よほど国民的合意が確立した上でなければ妥当しない。安保三文書による変更は、日本の国力の実情を顧みないものと言わざるを得ない。

(オ) 一度敵基地攻撃を開始してしまうと取り返しがつかない事態を招来し、相手からの反撃により報復のリスクが拡大する

敵基地攻撃や反撃能力は、ひとたび相手国に対してこれを行行使してしまふと相手方からの報復の反撃を受けることは必至であり、発生した軍事的紛争を一挙に拡大することはあっても、軍事衝突を回避して外交的手段等により和平に導くことを著しく困難なものとしてしまう。このことは、ハマスのイスラエル攻撃により、イスラエルの Hamas 側への報復攻撃を正当化する結果を招来し、イスラエルの過剰と言わざるを得ない報復攻撃が継続的に行われる状況となっていることから明らかなである。

したがって、仮に攻撃を受けた後の紛争の拡大防止、鎮静化の観点からは、こちらから相手国への攻撃を自制することこそが有効であることが想定され、この意味でも、報復のため反撃能力を行行使するよりも専守防衛に徹することが、日本に戦争の惨禍の拡大をもたらさない上で肝要である。

(5) 日本の現実的な安全保障は憲法の示す平和主義である

したがって、日本の選択としては、憲法の示す平和主義に則った専守防衛の「安心供与」の意義を再評価すると共に、対立を緩和するための外交的出口を求め、平和的共存の方向への発想の転換が必要である。専守防衛の立場は「侵略があれば武力で抵抗するが、自ら他国に脅威を与えることはない」という抑制的な「安心供与」の姿勢を明確に示すことにより、近隣国との信頼関係を築いていくもので、日本は先の大戦の反省から、憲法の恒久平和主義のもと、前文、9条1項、2項によりこの立場を堅持して近隣国の信頼を得ようとしてきたのである。にもかかわらず、近時の日本政府は対立を激化させるような政策に傾き、外交的努力が著しく欠けている。専守防衛というのは、相手を武力で屈服させようとはせず、戦争に勝とうとしない、（しかし負けない）という戦略である。その政策をしっかりと樹立することによって、緊張関係を緩め、信頼関係を築き、他国が日本に対する恐怖心を持って戦争をしかけてくるリスクを減らすことができるのである。専守防衛政策は、日本国民の多数の意思であると言える。

(6) 日本の進むべき道は東アジアにおける平和外交

日本は、専守防衛の基本方針を安保三文書によりかなぐり捨てて、防衛力強化の枠組みにおいて「抑止力」「対処力」などを強調し、経済的枠組みについても対中抑止、囲い込みなどに傾いている。このように抑止論に立って軍拡競争に進み、戦争のリスクを高める方向に向かうのではなく、専守防衛の原則にしっかりと立ち帰って、東アジアにおける平和外交の展開を積極的に進める役割を

担うべきである。むしろ、中国との対話枠組みの拡充、偶発的事態発生時の危機管理体制の構築、台湾の独立不承認の確認など、衝突の誘因を減らし、紛争勃発の可能性を低下させるための方策を模索すべきである。米国との友好的関係、中国との長い交流の歴史と文化的関係を有する日本には、米中双方に自制を求め、米中の対立の激化を防止するために果たしうる大きな役割があるのではないか。

今、日本の安全保障の再構築が問われている。抑止論により軍事力に頼り、武力を優先し武力を背景とする外交、軍事に従属的な外交政策をとるのではなく、平和的共存を達成するための外交を強力に推進する道を模索する努力に真剣に取り組むべき時である。日本は、アジアの国として、米国とも中国とも関係の強い国として、ASEAN諸国と共通の利益の下、アジアにおける米中の間に立つ有力な国として、独自の役割を果たすことができる立場にある。

2 平和のための外交を国際関係の基軸とすべきこと⁸²

(1) 21世紀のアジア地域の平和の世界的な重要性

中国をはじめとしてインド、インドネシア、シンガポール等のASEAN諸国を含む各国の急速な発展によって、アジアは劇的な変貌を遂げつつあり、21世紀の国際社会において、米国・日本を含むアジア・太平洋地域の平和的かつ建設的な外交関係の構築もしくは発展は、この地域だけでなく世界の平和と安全保障における最重要課題である。第二次大戦後、東アジア地域は、常に東西対立の最前線であった。1990年の冷戦終結後も、軍事的対立は引き続き存在し続けてきた。さらに、北朝鮮が核兵器保有を宣言した後は新たな局面を迎え、その平和的解決のためには米国・中国を含む関係諸国のさらなる積極的共同関与が求められる。日本は、平和的解決のために米国や中国をはじめ関係諸国への平和外交の展開を通じて対立の解消のために努力すべき立場にある。今こそ、日本は、対立を深める軍事に傾いた政策ではなく、専守防衛路線に立ち帰り、東アジア、ひいてはアジア・太平洋地域における恒久的平和の確保のための積極的な平和外交を先頭に立って展開すべきである。

(2) 戦後日本のアジアにおける外交政策を大きく変換する安保三文書の方針

戦後日本は、1951年のサンフランシスコ平和条約の下で国際社会に復帰したが、一方においては日米安保条約の下で米国に従属し続け、他方ではアジ

⁸² 「戦争ではなく平和の準備を一“抑止力”で戦争は防げない」平和構想提言会議発行 2022年12月5日

柳澤協二「専守防衛と日米同盟のジレンマ」ND Compass 日本の外交・安全保障を見つめ直す 新外交イニシアティブ発行 2022年1月

ア諸国との戦後和解を十分に果たせないまま今日まで来てしまった。朝鮮戦争をきっかけに設立された自衛隊は、東西冷戦構造の中で増強されてきた。そして冷戦後は「日米同盟」の名の下で、米国の世界戦略の中での役割を担われ、違憲の安保法制の制定によりその活動範囲は広がり、日米の軍事的一体化は進められ続けてきた。

そして今、安保三文書により日本の防衛・安保政策がさらなる重大な岐路に立たされている。私たちは反省とともに歴史を想起し、アジアの中での日本の立ち位置と、米国との関係について冷静に見定める必要がある。今日、新冷戦とも呼ばれる米中対立が世界を分断している。しかし「専制主義対民主主義」といった単純な二項対立論に陥って「米中戦争」への道へ進むことが日本の進むべき道ではない。民主主義や人権、法の支配といった基本的価値は、もちろん、妥協すべきではない。しかし同時に、戦争が最大の人権侵害であるから、平和もまた基本的人権であり、紛争を平和的に解決することは憲法の目指すところであり、かつ国際法の要請でもある。民主主義のためだと称して戦争の準備に突き進んでいくことは、明らかな矛盾であり日本が進むべき道ではない。米国への過度な軍事的依存を正し、アジア外交と多国間関係の構築を強化すべきである。そもそも、平和とは関係性の問題であり、一国で作れるものではない。中国との緊張緩和と関係改善、北朝鮮との国交正常化を含む朝鮮半島との関係の安定化及びロシアとの継続的な外交交渉の努力は、日本の社会・経済をより豊かにし安全にするものである。

(3) 日本の外交的努力による安心供与の具体策

ア 東アジアにおける安心供与の枠組みを作る外交努力

このような観点から、東アジアにおいて敵を作らない「共通の安全保障」をあらためて促進する必要がある。ASEAN（東南アジア諸国連合）やARF（アセアン地域フォーラム）といった枠組みはきわめて重要な役割を果たしており、こうした地域安全保障のアプローチは北東アジアにおいても生かされるべきである。その際、必ずしも国境に限定されず、国境をまたいだ社会・経済圏の役割にも注目し、平和的な共生圏を作るという志向が重要である。

イ 国連の役割の重要性

今日の国際社会において、国連は依然、きわめて重要な枠組みである。国連の下で国際法による規範を積極的に形成していくことが、民主主義や人権の尊重、平和の促進に大いに資することになる。こうした多国間主義の強化には、市民社会が積極的に参画することができる。人間の安全保障やジェ

ンダー、マイノリティ、環境、持続可能性などの観点を含めた市民が参画する多国間の安全保障こそ、今日の世界にはびこる自国中心主義や新冷戦思考の対極をなしこれを乗り越える要である。

ウ 民間外交の重要性

言うまでもないが、そもそも、外交とは国家間の関係のマネジメント、またそのための活動や技術のことを言うと言われてきた。そして外交の目的は、与えられた国際環境の中でそれに働きかけて国益を最大限に達成する活動だとされてきた。外交活動には外交政策決定という政治面と、外交政策を交渉によって実現する活動、つまり外交交渉という技術面との二つの全く異なる活動が含まれており、その両面の統一が外交とされてきた。そして、典型的には国を代表する外交官や大統領や首相などのみが直接的な外交を行ってきた歴史がある。しかし、国民の政治参加が重要な要素となっている現代では、国家間の政府外交に加え、民間外交が、政府外交では足りない部分を補完し、多様な主体が行う国際交流ないし交渉も、国家間の関係に結果として大きな影響力を持ち、国家間の関係の豊かな土壌を作り安定的かつ平和な国際関係を築く上で重視されるようになってきているのである。今、求められているのは政府によるアジア・太平洋地域における恒久的平和確立に向けての明確な外交政策の決定とそれを実現するための積極的・多角的な外交交渉の展開であるが、加えて、安定した国際関係の樹立のためには、民間外交が広汎に進められ、民間同士の緊密な友好関係の樹立、NPO活動の展開が必要である。

(4) 米国追従ではなく、日本の自立した独自外交を⁸³

ア この地域の安全保障にとって最も大きな要因である日米関係に大きな変化が訪れている。近時、安保法制の制定により日米安保条約の意義は大きく変わってきており、前記のとおり、日米の軍事的一体制が急速に進んでおり、日本は米軍の指揮下に組み込まれる形がはっきりしてきている。出口の見えない沖縄の米軍基地問題はその象徴の一つである。

イ 米国・日本の「軍事同盟」の強化については、「同盟のジレンマ」という問題が存することに留意が必要である。

「同盟のジレンマ」とは、「軍事的な同盟関係を強固なものにしようとするほど、同盟国の紛争に巻き込まれてしまうリスクが生じ、他方、このリスクを避けようとする」と「見捨てられるという恐怖が生ずること」を意

⁸³ 『世界のなかの日米地位協定』編集：新外交イニシアティブ 監修：前泊博盛、猿田佐世 発行：田畑書店 2023年3月

味している。

米国に追従して二国間の軍事同盟関係を緊密にすればするほど、米国の戦争に巻き込まれる危険性が高くなり、また、関係が深くなり依存すればするほど米国から見捨てられる恐怖により、米国の無理な主張を丸飲みせざるを得なくなるというジレンマがある。

軍事同盟の巻き込まれリスクについては、先の大戦で、日独伊三国同盟を締結したことにより、米英等と対立を深め、結局、欧州で始まっていた第二次世界大戦に参戦し、国民に甚大な戦争の惨禍を生じさせてしまった。この反省から、日本国憲法は、我が国の安全保障について、「世界の平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼する」とした上で、9条により戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否定をし、軍事同盟を含めた軍事的な安全保障と決別する立場を示している。したがって、日本が攻められた時に米国が支援するという専守防衛の枠組みを越えて、安保法制による集団的自衛権や安保三文書により、東アジアにおいて中国と軍事的対立を深刻化する米国との軍事同盟の強化は、本来、憲法の考える安全保障ではなく、日本の取るべき道でないと言い得る。

また、2025年1月に就任するトランプ大統領の下で、米国の外交戦略は大きく変わることが予想されている。トランプ大統領の再登場によって、「同盟のジレンマ」は、我が国にとってより深刻なリスクとなる危険性がある。即ち、トランプ大統領は、NATOにおいてすら同盟国としての関与度合いの見直しをし、欧州側により大きな負担を強いようとしている。対中国等の外交政策としては、米国政府にコストがかからず税収を上げる「高関税」を武器とする戦略をとると言われ、自由貿易を妨げる政策は第二次世界大戦前の「ブロック経済」の再現にもなりかねず、世界経済全体への悪影響も考えられ、それ自体問題であるが、米国政府にコストがかからない方策を選択するというトランプ大統領の下で、我が国は、軍事同盟強化のコストの負担を厳しく迫られ、また、万一、中国との軍事衝突となる場面では、自衛隊が最前線に立てられ米軍は後に退いて直接戦わないという状況すら生じかねない。このように、トランプ大統領の下で、「同盟のジレンマ」がより深刻化する可能性も考えられる。

ウ 今こそ、戦後・冷戦時代を含め長期にわたり信頼関係を培ってきた日米関係のみに日本の将来を託するのではなく、米国・日本を含むアジア・太平洋各国間の広範かつ多極的な新たな信頼関係の構築と強化のための日本政府の平和外交が重視されるべきであり、日本の平和外交の果たす役割は大きい。

そして政府による平和外交、外交による緊張緩和の努力に加えて、多様で重層的な信頼関係の構築とその強化のため、民間交流促進に大きな努力を払うべき時である。外交が国と国との政府間の外交のみに限定されるのでは、多様で重層的な安定的信頼関係の構築ができず、相互関係が不安定で、その地域全体の安全保障をも脅かし、結果的に当事国双方の国益を損ねることになりかねない。インターネット・IT技術が急速に普及し、市民社会が成熟している時代における外交は、特定の人々の交渉のみによって生まれる成果は限られており、政界、経済界、学术界、そしてNGOなど市民が積極的に関与し、多様で重層的なネットワークの展開によって安定した信頼関係の樹立をめざすことが肝要である。

未曾有の悲劇であった太平洋戦争という日米の敵対関係ののちに、奇跡ともいえる長期にわたる友好関係を築いた日米関係の21世紀的再構築を軸に、また、日本の中国侵略という不幸な状況から、日中共同声明や日中平和条約をはじめとするこれまた長期にわたる中国との平和かつ友好な関係を順守する意味で、東アジア地域の冷戦構造脱却と恒久的平和構築のための米国・中国・日本を含むアジア・太平洋各国間の揺るぎない信頼関係の確立をめざし、日本は平和外交に注力すべきである。

そのような外交を可能とするためには、主権国家としての日本は、対米追従から脱却し、新しい日米関係を模索していかざるをえない。以下、平和外交について、より具体的に論じる。

3 平和外交の具体的なあり方⁸⁴

(1) 対中国独自外交のあり方

ア 積み重ねられてきた日中平和外交関係と日中外交関係の停滞の状況

2022年10月習近平政権が異例の3期目に入って2年以上が経過した。中国は、「中国の夢」と称して、「中華民族の偉大な復興」を国家目標としてきており、2023年10月に第3回「一帯一路」サミットを開催して多くの途上国首脳らを集めたが、欧州首脳の参加は限られ、全体の参加首脳数も減少した。日本との間でも、日本人の拘束事件や処理水の問題が陰を落と

⁸⁴ 李昊「日中関係の主要問題」日本国際問題研究所研究レポート2024年1月30日

町田穂高「『攻め』と『守り』の中国外交にどう向き合うか：日本に求められる戦略的視点」、地政学ブリーフィング第178巻（地政学研究所刊）1頁～3頁 2023年10月

「政策提言 戦争を回避せよ」新外交イニシアティブ（New Diplomacy Initiative）発行 2022年11月

猿田佐世「米中の狭間における日本の採るべき進路は Don't make me choose との連帯」世界 2020年11月号

し、国民感情の悪化は歯止めがかからず、日中間のハイレベル往来や意思疎通も少なく、民間交流も途絶え、人的交流は急激に減少したまま回復しておらず、日中関係は停滞している。

停滞の原因の1つとして、1972年の日中国交回復、1978年の日中平和友好条約締結以来、最も問題となってきたのは歴史認識をめぐる問題であった。具体的には、日本の歴史教科書問題、日本の政治指導者による靖国神社参拝などである。歴史認識の核心は、近代の日中の対立と戦争をどう理解するかである。それが日本による中国に対する侵略であったことは、双方が認め合ったことであり、日本側は繰り返し「反省」と「お詫び」を表明している。にもかかわらず、この歴史問題が尾をひいている背景には、相互理解の欠如と、日本において侵略の歴史を否定しようとする歴史修正主義者が常に一定の勢力を形成し、政府に隠然と影響を及ぼしており、中国側に不信感を抱かせていることなどの要因がある。

中国側では、1990年以降の「中国の夢」を標榜しつつ、帝国主義時代について過去の屈辱の歴史の記憶であることが教育等により広く共有され、それが「愛国主義」、ナショナリズムの高揚に伴い、日本は攻撃の対象となった。更に、2010年以降は、尖閣諸島に関し主権をめぐる問題で日中の対立が深まった。また、今では、安全保障上の問題で日中双方が互いに懸念を強くしている。東シナ海や南シナ海での中国の活発な軍事活動について、日本は深刻な懸念を示している。何よりも両国の安全保障上の懸念が最も現れているのが台湾問題である。日本が米国の強い要求に応じ台湾海峡問題への言及が多くなり、2021年には米国に同調して日米共同声明で「台湾海峡の平和と安定」について明記するに及んで、中国の日本批判のトーンが強まった。

イ 中国の対日外交方針のこれまでの状況

日中の政治体制の違いもあり、互いの制度や社会習慣に対する理解の欠如のゆえに、誤解が疑心暗鬼を招き、不信感を強めるという悪循環を生んできた。

2023年10月の第20回党大会以降、中国外交は、米国に対抗し、国際社会において大国として、特に、東シナ海や南シナ海で、時には威圧的手段をも使って影響力をおよぼし、中国の価値観を広めていく積極外交路線である。習近平政権により、2017年以降、中国共産党の統治は「強い中国」をもたらすとし、外交においても「強さ」の追求が色濃くなっている。

一方で、習近平政権が2013年に始めた「一帯一路」構想は、多くの途

上国に政治的条件等を付けずに支援を提供して、途上国との友好関係樹立を追求している。「人類運命共同体」の構築を、途上国との文書や国連文書等
に書き込み、自らが提示する新しい枠組みが国際社会で受け容れられてい
ているとの演出をしている。発展・安全保障・文明に関するイニシアティブ
を提案し、「真の多国間主義」を訴え、米国に替わって国際社会での指導的
地位を得ようとしている。

中国は、2023年3月にはイラン、サウジアラビアとの国交正常化の合
意をし、中東での影響力を示した。5月には、ウクライナ情勢のため停戦合
意に努力する姿勢を見せた。習近平は8月のBRICS首脳会議に出席して、
参加国の拡大、グローバルガバナンスの改革を訴えた。中国外交の「成果」
は、「人類運命共同体」構築として実践されている。

他方、中国は、日本や欧米等先進諸国との関係を維持し、経済成長をめざ
している。改革開放以降、外交の役割は、中国が経済成長に集中し、確実に
成長し続けられるような安定的国際関係を形成することを目指してきた。し
かし、近年の中国外交の結果、先進諸国、特に米国との関係を悪化させ、中
国製品や中国企業が欧米市場から排除され、科学技術交流も制限され始めた。
中国外交は今、経済発展に有利な環境を提供する役割を果たしていない。

中国共産党は、「改革外交」の鄧小平政権により欧米との関係を確立し、
その投資により経済発展を遂げ、日本のGDPを抜き、今や米国に迫る世界
第2位の経済大国となったが、経済成長が進むと、政治改革や社会システム
の変革が必要とされ、「安定」が脅かされるとし、習近平は、経済発展を犠
牲にしても「安定」を重視している。一方で、コロナ政策の失敗もあり、過
度の不動産開発等のひずみも出てきて、国民、特に若年層の就職難等の状況
が、引き続き、経済発展は中国の優先事項であることは変わらず、安全と経
済発展のバランスの必要性が強調されている。経済発展には、先進国との経
済関係やその技術が必要であって、経済成長を維持するため、米国や先進諸
国との関係を悪化させないという外交が必要である。習近平は、党大会直後
のG20及びAPECに参加し、日米首脳らと会談して笑顔を振りまいた。
オーストラリアとの関係も、閣僚級の交流が復活し改善に向かった。

ウ 米国の対中外交政策は多角的であること

このような中国に対して、米国は意思疎通を絶やすことなく続けている。
気球問題により米中関係は冷え込んだが、その関係修復の努力は続けられて
いる。米国内では対中強硬論が議会を支配しており、中国に譲歩できない状
態にはあるが、一方で、外交的ルートの保持にも気を使っている。米国政府

は、台湾情勢や人権問題をめぐって中国を牽制し、半導体関連輸出規制といった経済面での対中制裁を強化しているものの、中国との意思疎通は常に継続させている。パレスチナ問題等についても、米中間で外相電話会談を行っている。

中国側でも、米国との意思疎通の継続に努めている。2023年6月にはブリンケン国務長官と習近平との会談が実現している。米中両国は、米中関係が近い将来に大幅に改善することは期待できないことを理解した上でも意思疎通を続け、米中関係をマネージしようとしている。

エ 今後の中国の対日外交姿勢

中国は日中関係改善の姿勢は崩していないが、日中間の関係改善の努力は、中国と欧米との間のやりとりと比較して、きわめて不十分である。閣僚以上のレベルの相互訪問はわずかである。米中間においては、対立しながらも、様々な形で意思疎通の努力をさかんに行っているのと対照的である。

日本国内では、マスコミ報道の仕方やSNSなどでの誹謗の拡散などに影響されてか対中感情がきわめて否定的であり、内閣府の「外交に関する世論調査」では、中国に親近感を感じる割合はここ10年間、25%程度で低迷している。このような国民感情のもとで、日本政府は、中国との対話や中国訪問などを通じて中国との意思疎通を図る努力を熱心に行っていない。2023年3月に発生した日本企業関係者の拘束事案や反スパイ法改正の影響もあって、訪中を躊躇する研究者や企業関係者等民間人が激増した。

福島原発の処理水の問題でも、中国が一方的に日本批判を展開し、日中間ではほとんど意思疎通がない。2023年10月に日本とIAEAの協力枠組みの下で、中国も参加した形でのIAEAのモニタリングがようやく行われたというのが現状である。

中国外交当局も、「強い中国」を求める習近平や国内世論に配慮して、日本との関係回復にいかに対応すべきか苦慮している模様である。経済成長のためには、日本との良好な関係を築きたい。日本企業の誘致や対中投資増進のため、訪日する地方政府関係者や企業関係者は引き続き多いが、中国政府の外交の方は、周辺海域で自国の海洋権益を主張し、米国の同盟国である日本を批判して国際的な影響力を増大させようとしている。

中国外交は「攻め」の側面が目立ちやすいが、実は関係改善を求める側面もある。日本は、このような中国外交の二面性を理解し、戦略的観点から中国との関係改善の努力を、賢明に、そして積極的に続けていかなければならない。中国が、経済発展の中で透明性を向上させ、輸出入制限措置や公船の

派遣といった一方的、威圧的な手段に訴えることをやめ、地域や国際社会の平和と安定のために日本と共に協力ができるようになるように、もっと積極的に中国に対し働きかけを続けることが求められる。そのため、難しい問題や厳しい国民感情があってもそれを乗り越えて中国との関係改善の努力を続けることが求められる。

オ 日本の対中外交の目指すべき方向

(ア) 全般的方向性

米中対立を理由に、中国との対話に消極的な意見も日本国内にはかなり見られるが、実は、米中両国は、そのような日本をさしおいて厳しい二国間関係の渦中においても、意思疎通を絶やしていないのである。厳しい問題があっても、関係改善の努力を続けて個別の問題について交渉を絶やさず、率直に意見交換する姿勢と行動をとらなければならない。それが外交というものであろう。

日本は、米中の対立や戦争を望まないアジア諸国やグローバルサウスの国々とともに、米中双方に自制を促し、緊張緩和のために尽力する役割を果たすべきである。

(イ) 台湾問題について

特に、台湾をめぐる関係国の対話の場を設定すべきである。前記「第11 「台湾問題」における武力行使の想定とその問題点」でも述べたところであるが、台湾をめぐる対立の焦点は、台湾の独立問題である。台湾、中国、米国の三者が、一つの中国を前提に「独立を求めない、独立を容認しない、武力行使をしない」との共通認識を確認し、中国に対して「安心供与」をすることが戦争を回避するための確実な方法である。日本も、日中共同声明、日中平和条約等の立場を厳守し、台湾を国として承認しておらず、1つの中国の立場をとっていることに立ち返り、台湾の独立や台湾有事の際に台湾側に立つ等軽々しく発言しないことが肝要である。日本の中には、「台湾有事は日本有事」として米国とともに台湾防衛に参加することを当然視する見方が結構あるが、台湾有事において日本が軍事力の行使に関与するということは、中国と本格的な戦争をするということを当然に意味することになる。そうなると中国側も日本各地の米軍や自衛隊の基地を攻撃し、全面戦争が不可避となる。日本国民に中国と全面戦争をするという覚悟があるわけではない。長期的戦争への展望も備えもなく、国民生活保護の施策もなく、食糧・エネルギーを輸入に頼り、全国に原発等の極めて脆弱なインフラを持つ日本の

戦争にともなう惨禍のコストや、戦争終結への見通しや戦争終結後の平和と秩序の展望も全くないまま、ただ「勇ましい」議論が世論に影響を与えている現状は憂うべきことである。総力戦研究所の「日本必敗」の研究報告にもかかわらず、日中戦争から米・英との全面戦争につぎ込んだ1945年以前の日本の歴史から何も学んでいないかのようである。米中に自制を求め米中戦争をいかに回避するかに腐心することは、日本に与えられた課題であって、米国にただ追従・加担していく場合ではない。

(2) 朝鮮半島外交の課題

朝鮮半島の平和と非核化に向けた過去の合意（2002年の日朝平壤宣言、2005年の6者会合共同声明、2018年の南北合意と米朝合意など）の履行に向けた外交交渉を再開させる必要がある。また2023年7月に朝鮮戦争休戦70年を迎えたのを好機として、早急に朝鮮戦争を完全に終結させ、平和条約の締結をめざすべきである。朝鮮戦争を終結させることは、東アジアの安全保障環境を根本的に改善し、いわゆる朝鮮国連軍（米軍）を支援してきた日本の政策をも変えるものであり、北朝鮮の疑心暗鬼を取り払い、安心を供与することになる。さらには、北東アジア非核兵器地帯の設立や東アジアでの軍縮の方向に向けた交渉を開始すべきである。

韓国との間でも元徴用工問題等、複数の問題があるが、これについては、日本の植民地支配が問題の根源であることを直視し、過去の被害をふまえた根本的解決策を探ることが必要であり、日韓関係も良好で強いものとしていく必要がある。

(3) ロシアとの外交関係

ロシアによるウクライナ侵攻は、日本とロシアの二国間関係を大きく損ない、平和条約をめぐる交渉を完全にストップさせた。ロシアの軍事行動は継続しており、日ロ関係が改善に向かう状況は全く見えない。

さらに、ウクライナ侵攻に見られるロシアの軍事的拡張主義、及び日本のウクライナ支援の状況からすると、東アジアにおいてもロシアが軍事的緊張を高める可能性は排除されない。また、ロシアのウクライナ侵攻を支援する北朝鮮とロシアとの軍事的協力・同盟関係の強化も、北朝鮮の軍事力増強等の不安定要因となり得ることにも留意が必要である。

戦後、既に北方領土を占拠されている日本は、他国に対する主権や領土の侵害をいかなる口実の下でも許さないとの強い姿勢を堅持し、米国をはじめとするG7との連携強化を図らなければならない。2022年2月24日のロシア

によるウクライナ侵攻後、3月2日には国連総会緊急特別会合で、軍事行動の即時停止を求める決議案が141カ国の圧倒的多数で採択された。決議は、

「即時に完全かつ無条件で、国際的に認められたウクライナの領土から全ての軍隊を撤退させるよう」強い言葉で要請している。日本はこれまでウクライナに2億ドルの緊急人道支援、6億ドルの財政支援を表明。また米国などと連携し、ロシア中央銀行との取引制限、プーチン大統領を含むロシア政府関係者などの資産凍結などを柱にした金融制裁、機械類や一部木材、ウォッカほかの輸入禁止など貿易制裁措置を実行に移している。これに対し、ロシアは3月21日の声明で、対抗措置として「日本との平和条約交渉を中断する」旨を発表。4月には双方が外交官の国外追放に踏み切るなど、両国関係は厳しい状況が続いている。

日本は現状、ロシアによるウクライナ侵攻が、欧州全体や世界の安全保障上の重大問題として、日本に対しても安全保障上の問題でもあることに留意しなければならないとしても、アジアの安全保障に影響が及ばないよう、米国、韓国、中国等との関係を良好にしつつ、国連とも緊密な協力の維持が重要となる。日本としては、1993年10月の「日ロ関係に関する東京宣言」を基礎に北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの対ロシア外交の基本方針を堅持しつつ、平和的な東アジアの形成に向けて、中国、北朝鮮、ロシアを含めたアジアの平和的制度構築のために努力していく必要がある。

4 これからの日本の安全保障政策

悪化する国際安全保障環境に対処するためには、軍拡の流れを押しとどめて、核軍縮を含む軍縮への方向転換が不可欠である。日本は、効果的な軍縮・軍備管理により国際安全保障に資するため、憲法に則った現実的な外交として、以下のような施策をとり、また他国の賛同を得るよう努めるべきである。

(1) 日本の「専守防衛」の堅持

憲法9条2項の「攻撃的兵器の不保持」の原則を明確化・厳格化し、憲法9条1項、2項から導かれる専守防衛による「安心供与」のため、射程距離の長い中距離ミサイルやトマホーク等を含め「敵基地攻撃能力」を構成し得るあらゆる兵器の購入、設置や開発を中止する。

(2) 緊張緩和と信頼醸成

辺野古新基地建設と南西諸島への自衛隊基地建設を中止し、軍事演習禁止ゾーンを設置する。「専守防衛」を在日米軍の戦力制限・削減にまで波及させるための取り組みをする。

(3) 核・ミサイルの軍縮の促進

米国をはじめ核保有国に対し、核兵器の先制不使用を働きかけるとともに、核兵器禁止条約への署名・批准と、東アジア諸国へもその働きかけをおこない、そのために、まずは同条約締約国会議に日本政府代表がオブザーバー参加する。中国を組み込む形で、かつての I N F（中距離核戦力全廃）条約のような、実効性ある軍備管理・軍縮条約を東アジアにおいて実現するため日本が主導する。

(4) 国際人道法の遵守

自衛隊法等関連法令の中に「国際人道法の遵守」を明記し、そのことによって日本の武器・装備や軍事行動を国際法に沿う形で規制・自制する。

(5) 新技術と武器の規制

サイバー、宇宙など、新しい軍事領域における国際法規範の策定を主導し、A I（人工知能）、ビッグデータなど、新技術の軍事利用に対する厳しい規制作りをする。A I を使った世論工作・世論操作を、国内・国際的に許さない仕組みを作る。日本の I T、A I、ロボット技術を軍事利用させないとの原則を確立する。自爆型ドローンの導入検討を中止し、武装ドローンなど無人機の規制を進める。国際的な武器取引の規制を強化しつつ、日本としては、国際紛争を助長しないとの観点に立ち、次期戦闘機の開発や海外への移転など武器の開発・輸出をせず、武器輸出禁止原則をあらためて採用する。

5 市民が相互に参画する新たな安全保障⁸⁵

戦争を起こさないこと、そして人々が平和に生きる権利を保障する土台となる平和的な共存関係を社会の中につくり出す。これは市民が果たすべき重要な役割である。市民の参画を通じた、安全保障の新たな手法と概念を発展させていく必要がある。

(1) 軍事力に依存しない安全保障のための連携

S D G s と安全保障に関する議論を発展させる。気候変動、海洋汚染、大気汚染や災害など、人間の安全保障分野での地域協力を推進する。「東アジア災害救助隊」を創設する。軍備の透明性、軍縮措置に対する検証能力の開発・強化。気候危機、感染症・パンデミック、生物多様性などの多国間の取り組みを促進する。

(2) 紛争の要因に対処する社会・経済政策

⁸⁵ 柳澤協二「専守防衛と日米同盟のジレンマ」ND Compass 日本の外交・安全保障を見つめ直す 新外交イニシアティブ発行 2022年1月

すべての人のベーシック・ニーズの充足を図る。社会保障や教育・医療など人々の実質的な安心・安全に資することへの資源投入をする。性差別やレイシズムのような差別・暴力をなくすための取り組みを促進する。脱植民地主義の取り組みを促進する。ジェンダーの視点、マイノリティなど脆弱な立場に置かれてきた人々の視点を取り入れ、非暴力的な社会の構築をめざした議論と市民的運動を活性化させる。

(3) 市民社会の国境を越えた連携の強化

対中国、対朝鮮半島、対ロシアなど、国家間の紛争を抱えた地域における民間主導の対話プロジェクトを活性化させる。また、自治体外交を促進する。沖縄、台湾、中国・福建省との間の「沖縄対話プロジェクト」や「ノーモア沖縄戦」など民間レベルでの軍拡阻止、紛争予防、対話強化の取り組みを促進する。武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ（GPPAC）などを通じた地域の平和についての対話を促進する。日本の市民が主導して、諸国との対話や共通の政策論議に取り組み、市民レベルで敵意の克服と信頼醸成を進めることに取り組む。

終わりに

今、何よりも重要なのは、日本政府が、軍事力による威嚇中心の「抑止力神話」から脱却し、憲法を遵守する「専守防衛」の「安心供与」を維持・強化することこそが積極的に世界の恒久平和実現のために貢献していく道である。このことを国の方針とする平和構想として再確認し、これに沿って緊張緩和と信頼醸成のための平和外交を展開する政策を力強く打ち出し実行していくことである。

戦争回避のための外交と国際関係の構築のために、外交の果たす役割は大きい。軍事力や戦争によって国際紛争は解決せず、むしろ、軍事力により市民への被害が積み重ねられていることは、ウクライナ侵攻、ガザやパレスチナ等中東での戦争を見れば一見して明らかである。戦争が起きない環境を最大限整備するのが外交の役割である。軍事力の威嚇による抑止力は脆弱で、一度敗れるとエスカレートして際限のない市民への戦争被害を生ずる。世界のあらゆる地域で、戦争の予防に向けた外交を進める機会を見出していくことに、人類の叡智を傾注すべきであり、日本は恒久平和主義の憲法を持つ国として、その先頭に立つべきである。

そして、今の時代は、政府だけでなく、様々なレベルにおける国際間の接触・交流の継続的で定例化された関係が築かれていき、それを通じた多層的な外交が推進されていかなければならない。それは①政府による外交、②政党、議員、元

官僚、地方政府、政府の政策に影響のある有識者等の相互交流による民間外交、そして③市民社会の様々な目的グループの団体、NPO、経済界、学界などの国境を越えた制度化された多層的な相互交流の推進である。市民が参画した多国間の安全保障こそ今日の世界にはびこる自国中心主義や戦力にばかり頼る新冷戦思考を克服するものとなる⁸⁶。

⁸⁶ 「米中の狭間を生き抜くー対米従属に縛られないフィリピンの安全保障とは」編集:猿田佐世 企画:新外交イニシアティブ 発行:かもがわ出版 2021年12月

澤田寛人「経済的相互依存と戦争ー理論の整理と解説」防衛研究所 NIDコメンタリー第173号1頁～15頁 2021年6月

「政策提言 抑止一辺倒を越えて一時代の転換点における日本の安全保障戦略」新外交イニシアティブ発行 2021年3月

「政策提言 ウクライナ侵攻から学ぶ一力の抑止を超え、戦争回避の外交をー」新外交イニシアティブ発行 2022年6月

安保三文書の検討のために
—国家安全保障戦略等の総合的検討の試み—

編 集

弁護士 伊 藤 真	弁護士 井 上 正 信
弁護士 福 田 護	弁護士 山 岸 良 太

・発 行 2025年6月

この著作物の全部又は一部は、プリントアウト、コピー、無料配布等により自由にご利用下さい。ただし、内容の変更・改変による利用、有料の配布はご遠慮下さい。